

公益法人制度改正の要望について

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男

新公益法人制度については法律施行後4年が経過し、この間、部分的には解釈や運用により不具合の解消が図られてまいりましたが、大きな問題は依然として未解決のままではないかと思われま

す。「新しい公共」の主要な担い手である公益法人の自発的で、創造性と先見性に満ちた自由闊達な活力を損なう不適切な規制も見られるため、弊公益法人協会は公益認定法及び一般法人法の一部改正について、下記のような改正をするよう要望活動をしておりま

す。これらの法律については「～施行の状況を勘案し必要があると認めるときは～検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との付則及び衆参両院における付帯決議もあり、関係当局及び「新しい公共」推進会議委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

改正要望項目

公益認定法関連

A 財務の基準

(1) 公益目的事業比率

〔法人会計概念の撤廃 / 収益事業等の費用計算の特例〕

(2) 収支相償の原則の撤廃

(3) 遊休財産の保有制限の縮小

B 認定の取消し等

(4) 認定取消しに伴う公益目的取得財産残額の贈与

〔公益目的支出計画等の容認〕

(5) 行政庁への提出書類の簡素化

C 情報の公開

(6) 公益認定申請書類等の情報公開の充実と拡大

一般法人法関連

(7) 小規模法人向けの法人類型の創設ないしは適用除外条項の法定

(8) 形式的な不備や立法の不適切なものの修正

(9) 代議員制の法制化

平成 25 年度税制改正の要望について

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男

平成 23 年度税制改正において措置されました、公益法人・認定特定非営利活動法人等への寄附金に係る税額控除制度の導入、特定寄附信託制度の導入、また震災関連寄附金の指定等の措置が施行されて 1 年が経ちました。

これらのすべては、関係各方面のご支援の賜物であり、日々増大する民間公益活動の役割を正面から捉えた時宜を得た支援措置として大いに評価されます。

しかしながら、上記の諸措置の中にも少なからず改善すべき点があり、また、既存の税制の中にも改正を要する部分が残っております。

公益法人協会は、平成 25 年度税制に関する要望として下記要望項目をとりまとめ、要望活動を行っております。

関係当局及び「新しい公共」推進会議委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

改正要望項目

寄附金税制について

- (1) 公益法人に係る税額控除制度における P S T 要件の撤廃
- (2) 寄附金に係る年末調整制度の創設
- (3) 震災関連寄附金に係る指定寄附金の範囲の拡充
- (4) 個人住民税に係る寄附金控除対象法人に関する条例指定の促進

資産寄附税制について

- (1) みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し
- (2) 相続税非課税措置の適用要件の見直し
- (3) 特定寄附信託税制の拡充
- (4) 公益信託制度の抜本的な見直しの際の税制整備

寄附金を受入れた場合の消費税の扱いについて

仕入控除税額の特例の対象となる特定収入の範囲の適正化

一般法人の法人税について

- (1) 一般法人へ移行した場合の累積所得金額等に対する扱いの見直し
- (2) 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入

公益信託制度改正の要望について

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男

公益信託制度については、平成 18 年の新信託法成立にあたっての法案審議過程において「先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から」所要の見直しを行う旨の付帯決議がなされています。そのため、公益法人制度では廃止された主務官庁による許可・監督制度が、公益信託では存続しているという不均衡が生じております。

公益信託は、信託形式で民間公益活動を行うための制度としてまさに、付帯決議にあるように「公益法人と社会的に同様の機能を営むもの」にほかならず、制度的にも公益法人制度と整合的なものにすることが急務であると考えております。

そこで弊公益法人協会では、「公益信託に関する法律」について下記の各論点について整理した上で、関係当局に近々改正を要望する予定です。関係当局及び「新しい公共」推進会議委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

主な論点

新公益信託の骨格をどう考えるか

- (1) 目的・私益信託との関係 (2) 設定手続き (3) 受託者の範囲
- (4) 許容する事業 (5) 認定・監督機関(国・地方)及び監督内容
- (6) 名称 (7) 現存公益信託の移行

機関設計をどう考えるか

- (1) 受託者の選・解任権、義務 (2) 機関の権限・構成・資格
- (3) 信託管理人等 (4) 委託者の権限 (5) 評議員会に相当する機関
- (6) 会計監査人

財務規律をどう考えるか

- (1) 信託可能な財産権の範囲 (2) 公益法人における財務三基準の適用の可否
- (3) 信託報酬・実費弁償 (4) 会計原則 (5) 情報公開

その他